

議案第97号

久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例(平成22年久喜市条例第121号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表久喜市立中央保育園の項中「110人」を「90人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立中央保育園分園の廃止に伴い、久喜市立中央保育園の定員を変更する必要があるため、この案を提出するものであります。